

○葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

令和6年3月28日

条例第14号

葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年葛城市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者の要件）

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準）

第4条 法第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービス基準の定めるところによる。

（記録の整備の特例）

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域密着型介護予防サービス費又は特例地域密着型介護予防サービス費の額の算定の基礎となる指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項各号、第63条第2項各号又は第84条第2項各号に掲げる記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(指定地域密着型介護予防サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

2 第4条の規定の適用に関する経過措置は、指定地域密着型介護予防サービス基準の附則及び指定地域密着型介護予防サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。